平成 26 年 10 月 10 日
第１回総務・企画・広報専門委員会決定

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会花巻市協賛取扱要項

１　趣旨

この要項は、本市で開催する希望郷いわて国体及び競技別リハーサル大会、並びに希望郷いわて大会（以下「国体等」という。）における協賛の申し出のあった場合の取り扱いに関して必要な事項を定める。

２　協賛の内容

(1)　協賛の受け入れは、原則として国体等の広報啓発、歓迎装飾及び運営に係る物品等とする。

(2)　金銭による協賛のときは、その金銭を国体等の広報啓発、歓迎装飾及び運営に係る経費に充てるものとする。

３　協賛の実施方法

(1)　協賛は、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会花巻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。

(2)　協賛の申し込みは、協賛申込書（様式第１号）により行うものとする。

(3)　協賛の受け入れを決定し、これを受領した場合は、協賛物品等受領書（様式第２号）を協賛者に交付する。

(4)　協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用は、原則として協賛者の負担とする。

４　協賛として取り扱わないもの

(1)　国体等の趣旨に反するもの。

(2)　法令等に違反するもの又はその恐れがあると認められるもの。

(3)　公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの。

(4)　政治活動及び宗教活動等に関するものと認められるもの。

(5)　個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの。

(6)　その他、実行委員会が適当でないと認めるもの。

５　協賛の表示

(1)　協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし協賛物品等に直接表示することが不適当な場合は、その他の方法により表示するものとする。

(2)　前号の規定により表示をする場合は、文字の大きさ等の表示方法及び表示箇所等について、実行委員会と協議し決めるものとする。

６　協賛への謝意

協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対し、感謝状等により感謝の意を表することができる。また、実行委員会ホームページ等にその旨を記載するなど周知を図るものとする。

７　協賛の受け入れ期間

協賛の受け入れ期間は、平成２８年９月１５日までとする。

８　協賛物品等の掲出制限

国体開催時の競技会場内へは、協賛企業名・団体名等が入った協賛物品を（看板、のぼり旗等）掲出できないものとする。

また、競技会場外（競技会場駐車場、多目的広場等の敷地内）及びその周辺（競技会場周辺道路、隣接駐車場、隣接空き地等）に掲出する場合は、花巻市実行委員会と事前に協議しなければならない。

９　その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取り扱いに必要な事項は別に定める。